

佐賀県告示第二百五十号

佐賀県造林事業補助金交付要綱（昭和五十三年佐賀県告示第八百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

第四条第二項第一号を次のように改める。

一 位置図及び作業図

第六条第四号中「作業道等」を「森林作業道」に改め、同条第六号から第九号までを次のように改める。

六 補助事業の完了年度の翌年度から起算して五年以内（環境林整備事業、広葉樹林化等整備及び被害森林整備に限る。）にあつては、おおむね十年以内）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用する行為（当該補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は当該補助事業の施行地における立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

七 森林施業計画（森林法第十一条に規定する森林施業計画をいう。以下同じ。）に基づいて行う造林事業において、当該森林施業計画の認定の取消しの通知を受けたときは、交付を受けた補助金相当額（間伐及び更新伐以外の事業にあつては、森林施業計画に基づいて行うもの以外の区分として査定した補助金相当額との差額）を返還すること。

八 更新伐の事業にあつては、当該更新伐を行った林地につき、その翌年度

から起算して原則として二年を経過するまでの間に更新が確実に図られていないため、知事が速やかな更新を図るため植栽を行うよう指示した場合に、当該指示に従わないときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合は、この限りではない。

九 「長期育成循環施業の実施について」(平成十三年三月三十日付け十二林整整第七百十八号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。)に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定若しくは森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は長期育成循環施業通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度から起算して五年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。第六条中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とする。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

区 分	事業主体	規模	補助率
1 森林環境保全直接支援事業	市町、森林所有者、森林組合等(森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。) 森林整備法人等(森林整備法人及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出してゐるものに限る。)をいう。以下同じ。) 特定非営利活動法人等(森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人	(1)～(7)にあつては1施行地の面積が0.1ha以上、(8)及び(9)にあつては1施行地の面積が0.1ha以上かつ1集約化実施計画当たりの施行地の面積の合計が5ha以上(森林共同施業団地対象民有林で実施される場合は、1森林共	10分の4(1)及び(2)により広葉樹林の造成を行うものに並びに(11)にあつては、10分の5(11)にあつては、業実施箇所を管轄する市町が以

		<p>等をいう。以下同じ。) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体(以下「森林所有者の施業計画の認定を受けた者及び間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。)において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者(8)及び(9)にあつては、森林施業計画の認定を受けた者又は特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者がこれらの計画に基づき、集約化実施計画(多様な森林整備促進のための集約化の促進についで(平成19年3月30日付け官通知)に規定する集約化実施計画をいう。以下同じ。)の対象森林又は「民有林と協調した森林整備等を推進するための締結方公共団体等との協定の締結要領」(平成15年4月22日付け14林国経第35号林野庁長官通達)に基づき締結された森林施業の一体化を図る団地(以下「森林共同施業団地」という。)の設定に係る協定の対象となつている民有林(以下「森林共同施業団地対象民有林」という。)で実施する場合に限る。)</p>	<p>当該施業団地たる面積が2.5ha以上かつ当該間伐又は更新伐の施行面積が5ha以上であり、木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除した値が1ha³以上</p>	<p>上の上乗せ補助を実施した場合に限る。))以内</p>
2	<p>環境林整備事業</p> <p>広葉樹林化等整備</p> <p>被害森林整備</p>	<p>(1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 枝打ち (7) 除伐等 (8) 更新伐 (9) 付帯施設等整備 (10) 鳥獣害防止施設等整備 ア 林内作業場及び林内かん水施設整備 イ 林床保全整備 ウ 荒廃竹林整備 エ 森林作業道整備</p> <p>市町、森林整備法人等、森林組合等及び特定非営利活動法人等(事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、市町にあつては森林所有者と、市町以外の事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)</p> <p>市町、森林整備法人等、森林組合等及び特定非営利活動法人等(事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、市町にあつては森林所有者と、市町以外の事業主体にあつては地方公共団体及び森</p>	<p>(1)~(8)にあつては、1ha以上</p> <p>(1)~(8)にあつては、1ha以上</p>	<p>10分の4(1)及び(2)により広葉樹林の造成を行うもの(5)以内</p> <p>10分の4(1)及び(2)により広葉樹林の造成を行うもの</p>

	<p>(8) 更新伐 (9) 付帯施設等整備 ア 鳥獣害防止施設等整備 イ 荒廃竹林整備 (10) 森林作業道整備</p>	<p>林所有者と協定を締結した場合に限る。)</p>		<p>あつては、10分の5)以内</p>
<p>保全松林緊急保整備 健全松林健全化整備 及び松林保護帯樹造林帯造成</p>	<p>(1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 除伐等 (7) 衛生伐 (8) 更新伐 (9) 付帯施設等整備 ア 鳥獣害防止施設等整備 イ 荒廃竹林整備 (10) 森林作業道整備</p>	<p>市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等及び森林所有者の団体</p>	<p>(1)～(8)にあつては、1施行地の面積が0.1ha以上</p>	<p>10分の4 ((1)及び(2)により広葉樹林の造成を行うものにあつては、10分の5) 以内</p>
<p>3 共生環境整備事業 森林空間総合整備事業</p>	<p>(1) 全体計画調査 (2) 共生環境整備 ア 樹木等の植栽・播種 イ 雑草木の除去 ウ 不用木の除去・不良木の淘汰 エ 枝葉の除去 オ 林間広場整備 カ 土壌条件の改良 キ 作業道等の開設等 (3) 付帯施設整備 ア 付帯施設整備 イ 標識類整備 ウ 林内作業場整備 エ 駐車場整備 オ 防火施設整備 カ 渓流路整備 キ 環境教育促進施設整備 ク 健康増進広場整備 ケ 健康促進施設整備 (4) 林内歩道等整備 ア 林内歩道 イ 森林空間作業道 (5) 用地等取得 ア 土地取得 イ 立木竹取得</p>	<p>市町</p>	<p>50ha以上のまとまりのある森林で行うもの</p>	<p>10分の7 ((5)にあつては、4) 以内</p>
<p>絆の森整備事業 参加型整備 行政支援 タイ</p>	<p>(1) 全体計画調査 (2) 共生環境整備 ア 育成単層林整備 (ア) 整理伐 (イ) 人工造林 (ウ) 単層林改良 (エ) 保育(植栽型) (オ) 保育(天然更新型) イ 育成複層林整備 (ア) 整理伐 (イ) 受光伐 (ウ) 樹下植栽 (エ) 複層林改良 (オ) 保育(植栽型)</p>	<p>市町</p>	<p>1施行地の面積が0.1ha以上かつ5ha以上のもので行うもの</p>	<p>10分の7 ((5)にあつては、4) 以内</p>

<p> 絆の森整備 市民参加型整備 市民開放タイプ </p>	<p> (カ) 保育（天然更新型） (3) 付帯施設整備 ア イ 標識類整備 ウ イ 林内作業場整備 エ ウ 駐車場整備 オ エ 防火施設整備 カ オ 渓流路整備 キ カ 環境教育促進施設整備 ク キ 健康増進広場整備 ケ ケ 健康促進施設整備 (4) 林内歩道等整備 ア イ 林内歩道 イ イ 森林空間作業道 (5) 用地等取得 ア イ 土地取得 イ イ 立木竹取得 </p>	<p> 森林施設計画の認定を受け た者（森林所有者及び森林組合 その他林業事業体を除く。）及 び特定非営利活動法人等 </p>	<p> 1 施行地の 面積が0.1ha 以上かつ5ha 以上のも まりがある森 林で行うもの </p>	<p> 10分の 7以内 </p>
<p> 絆の森整備 市民参加型整備 市民開放タイプ </p>	<p> (1) 共生環境整備 ア ア 育成単層林整備 (ア) 整理伐 (イ) 人工造林 (ウ) 単層林改良 (エ) 保育（植栽型） (オ) 保育（天然更新型） イ イ 育成複層林整備 (ア) 整理伐 (イ) 受光伐 (ウ) 樹下植栽 (エ) 複層林改良 (オ) 保育（植栽型） (カ) 保育（天然更新型） (2) 付帯施設整備 ア イ 標識類整備 ウ イ 林内作業場整備 エ ウ 駐車場整備 オ エ 防火施設整備 カ オ 渓流路整備 キ カ 環境教育促進施設整備 ク キ 健康増進広場整備 ケ ケ 健康促進施設整備 (3) 林内歩道等整備 ア イ 林内歩道 イ イ 森林空間作業道 </p>	<p> 森林施設計画の認定を受け た森林所有者及び市町との結し 森林整備に関する協定を締結し た森林所有者 </p>	<p> 1 施行地の 面積が0.1ha 以上かつ5ha 以上のも まりがある森 林で行うもの </p>	<p> 10分の 7以内 </p>
<p> 絆の森整備 市民参加型整備 市民開放タイプ </p>	<p> (1) 共生環境整備 ア ア 樹木等の植栽・播種 イ イ 雑草木の除去 ウ ウ 不用木の除去・不良木の淘汰 </p>	<p> 市町、森林所有者、森林組合 等、森林整備法人、特定非営利 活動法人等、森林所有者の団体 及び森林施設計画の認定を受 けた者 </p>	<p> 1 施行地の 面積が0.1ha 以上かつ5ha 以上のも まりがある森 林 </p>	<p> 10分の 7（(4) にあつて は、10分 の4）以 </p>

		<p>工 枝葉の除去 才 作業道等の開設等 (2) 付帯施設整備 森林空間総合整備事業(3) に準ずる (3) 林内歩道等整備 森林空間総合整備事業(4) に準ずる (4) 用地等取得 森林空間総合整備事業(5) に準ずる</p>		で行うもの	内
4 機能回復 整備事業	<p>特定森林 造成事業 特定林地 改良</p>	<p>(1) 特定林地改良 (2) 付帯施設等整備 ア 鳥獣害防止施設等整備 イ 荒廃竹林整備 (3) 森林作業道整備</p>	市町、森林所有者、森林組合 等、森林整備法人及び森林所有 者の団体	1 施行地の 面積が0.1ha 以上	10分の 7以内
	<p>特定森林 造成事業 耕作放棄 地等 森林造成</p>	<p>(1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 枝打ち (7) 除伐等 (8) 間伐 (9) 付帯施設等整備 ウ 荒廃竹林整備 エ 林床保全整備 オ 森林作業道整備 (11) 森林作業道整備</p>	市町	1 施行地の 面積が0.1ha 以上	10分の 4以内
	<p>特定森林 造成事業 造林未 済地緊急 造林</p>	<p>(1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 枝打ち (7) 除伐等 (8) 間伐 (9) 付帯施設等整備 ウ 荒廃竹林整備 (10) 森林作業道整備</p>	市町	1 施行地の 面積が0.1ha 以上	10分の 4以内

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の佐賀県造林事業補助金交付要綱の規定は、平成二十三年度分の補助金から適用する。